



写真：左上 富山県くろべ漁協の直売所 魚の駅「生地」(くろべ漁業協同組合提供)、右上 静岡県由比漁港
左下 オオナゴの水揚げ(稚内機船漁業協同組合提供)、右下 金沢市中央卸売市場(石川県水産課提供)

CONTENTS

平成22年度水産白書	2
	漁政部 企画課
お知らせ 食べて応援! 「三陸海の幸」を知ろう	7
	漁政部 加工流通課
平成23年5月分のプレスリリース	8

平成22年度水産白書

漁政部 企画課

○はじめに

平成22年度水産白書は、平成23年5月27日に閣議決定の上、国会に提出、公表されました。今回の水産白書では、東日本大震災の発生を受け、冒頭に震災に関する章を設けています。また、水産資源の持続的な利用について内外の関心が高まっていること、本年4月から「資源管理・漁業所得補償対策」が実施されることを踏まえ、「私たちの水産資源」を特集テーマとしました。以下に概要をご紹介します。

○東日本大震災

（地震・津波による被害の状況）

平成23年3月11日午後2時46分、三陸沖を震源として発生したマグニチュード9.0（暫定値）の地震とこの地震によって発生した津波によって、東北地方のみならず、太平洋沿岸の広範囲において、水産都市や漁村に極めて大きな被害が発生しました。被害は、震源に近い岩手県、宮城県、福島県で特に大きく、多くの人命が失われるとともに、漁村集落、漁船、漁港施設、水産加工場など水産業を支えるあらゆる生産基盤にも壊滅的な被害をもたらしました。また、この津波は、東北地方、関東地方以外においても、養殖施設等の水産関連施設に大きな被害を及ぼしました。

6月16日現在の被害状況は、1兆664億円となっており、その内訳は次のとおりです。

漁船：1,537億円（21,506隻）、漁港施設：7,231億円（319漁港）、養殖施設：730億円、養殖物：563億円、共同利用施設：603億円（1,303施設）

（被災地支援の対応）

農林水産省は、地震発生直後の3月11日に「農林水産省地震災害対策本部」を設置しました。水産庁は、同日中に、被災地付近の海域で行動する水産庁漁業取締船を現場へ急行させ捜索活動にあたりました。また、3月14日以降、水産庁漁業取締船・調査船計9隻により被災地への救援物資の輸送にあたりるとともに、陸上アクセスが困難となった主要漁港とその周辺施設の被災状況の把握を行いました。

全国各地の水産関係団体、業者も地震発生直後から、緊急支援物資の搬送や重油の供給、水産加工業者による食料支援への協力など、様々な支援活動に取り組みました。



水産庁漁業取締船「白竜丸」による物資陸揚げの様子



被災地へ向け出発するJFグループのトラック

（東京電力福島第一原子力発電所の事故について）

東京電力福島第一原子力発電所の事故は、操業自粛など漁業に影響を及ぼしただけでなく、水産物の安全性に対する内外の不安を惹起しました。水産庁は、平成23年5月2日に「水産物の放射性物質検査に関する基本方針」を都道府県等に通知しました。今後とも関係都道府県等と連携して放射性物質のモニタリングを強化し、国民の皆さんが安心して水産物を食べることができるよう正確な情報提供、暫定規制値を超える水産物の流通防止を図ることとしています。

（我が国水産業への影響）

今回の東日本大震災によって甚大な被害を受けた地域は、全国の水産物供給に大きな役割を果たすとともに、他の地域の水産業も支える様々な機能を果たしてきました。

被害が多く報告されている青森県から千葉県にかけての漁業・養殖業は、我が国全体の生産量の24%（127万トン）、生産額の17%（2,319億円）を占めています*1。この地域の沿岸部の主要な都市は、沖合・遠洋漁業の水揚げ港として発展し、後背地には、水産加工場が集積しています。水産加工場数は全国の16%（1,627か所）、水産加工品の製造量は全国の33%（423万トン）に及びます*2。

また、この地域の養殖用種苗販売量は、カキ類で全国の81%、ワカメ類で30%を占めており、全国の養殖生産を支えています*3。

さらに、この地域には造船所も多く立地し、全国の中・大型漁船のうち2割が当地域で建造されるなど、我が国の漁船勢力を支えています*4。

（被災地域の水産業の復旧・復興に向けて）

被災地域の水産業の早期の復興を図ることは、地域経済や生活基盤の復興に直結するだけでなく、国民に対する豊かな水産物の供給を確保するうえでも、極めて重要な課題です。

被災した水産関係者の皆さんが、困難を乗り越え、将来への希望と展望をもって水産業を再開できるよう、政府としても、漁業・加工流通業の再建や、漁港、漁場、漁船、養殖施設、さらには、漁村全体の復旧・復興に取り組むこととします。

※1 平成21年の数字（漁業・養殖業生産統計）

※2 平成20年の数字（漁業センサス（2008年））

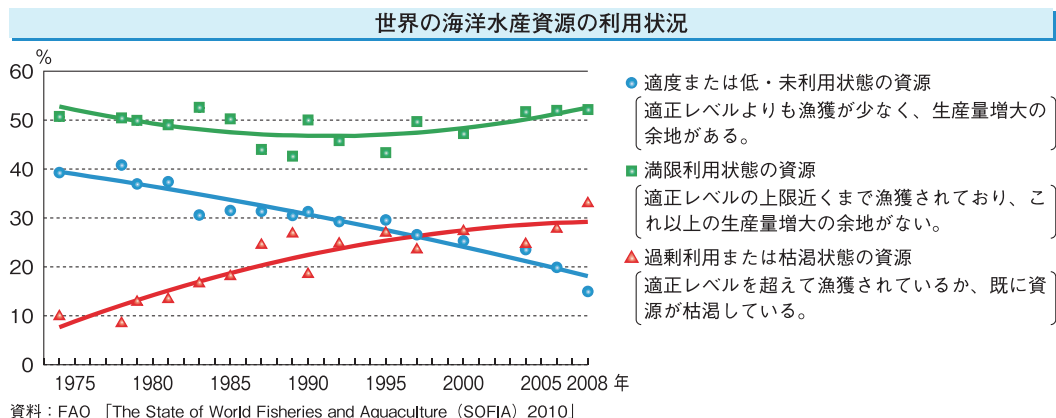
※3 平成20年の数字（漁業・養殖業生産統計年報）

※4 平成14年から21年までの間に建造された大臣管理漁業及び20トン以上の漁船（265隻）のうち、当地域に所在する造船所で建造された漁船（46隻）の割合。水産庁調べ。

○ 特集 私たちの水産資源 ～持続的な漁業・食料供給を考える～

1 水産食料と水産資源をめぐる世界の状況

世界の1人当たり年間水産物消費量は、約50年間で約2倍に増加しています（1961年：9.0kg/人/年→2007年：16.7kg/人/年）。国連の予測では、2040年の世界の人口は90億人と、2010年から3割増加するとされており、世界



の水産物の総需要量は、今後も増大が見込まれます。一方、国連食糧農業機関（FAO）によれば、世界の海洋水産資源は、「満限利用状態」、「過剰利用または枯渇状態」の割合が増加しています。世界の海面漁業生産量はすでに頭打ちとなっており、今後増加が予想される水産物需要を支えられないおそれがあります。

2 水産資源の特徴と資源管理の重要性

（水産資源の特徴）

水産資源は、自然の再生産システムによって生産される持続利用可能な資源ですが、漁獲にあたって何の制限も課されていない場合には、資源の適正水準を超えた過剰な漁獲である「乱獲」を招きやすいという性質があります。乱獲が起こると、水産資源が自らもっている再生産力が阻害され、資源の大幅な低下を招く恐れがあります。このため、乱獲を防止し、資源の保全・回復につなげていくための「資源管理」が必要となるのです。

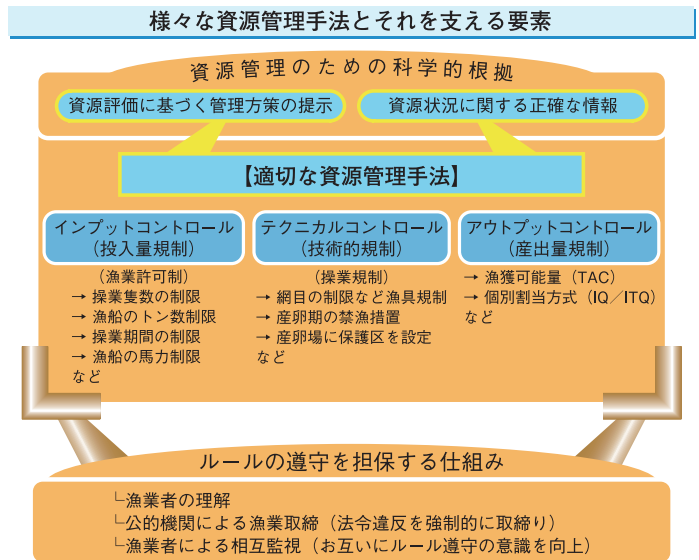
（適切な資源管理の実行）

乱獲を防止しつつ、より多くの漁獲物を持続的に得るためには、量を獲り過ぎない（過剰な漁獲圧の防止）ということに加え、十分に成長していない小型魚を保護し、魚を十分大きくしてから漁獲する（成長乱獲の防止）、卵を抱えた親魚（産卵親魚）を取り残す（加入乱獲の防止）など、水産資源の再生産力を阻害しないことが重要です。

これらを実現するための資源管理の手法は、大きく分けて次の3つがあります。

- ① 漁船の隻数や馬力数の制限等のインプットコントロール（投入量規制）
- ② 産卵期の禁漁や網目サイズの規制等のテクニカルコントロール（技術的規制）
- ③ 漁獲可能量（TAC）の設定等のアウトプットコントロール（産出量規制）

これらの資源管理手法が適切に機能し、効果を上げるためには、これらの手法が、科学的根拠（資源評価に基づく管理方針の提示など）とルール遵守を担保する仕組み（公的機関による漁業取締など）によって支えられる必要があります。

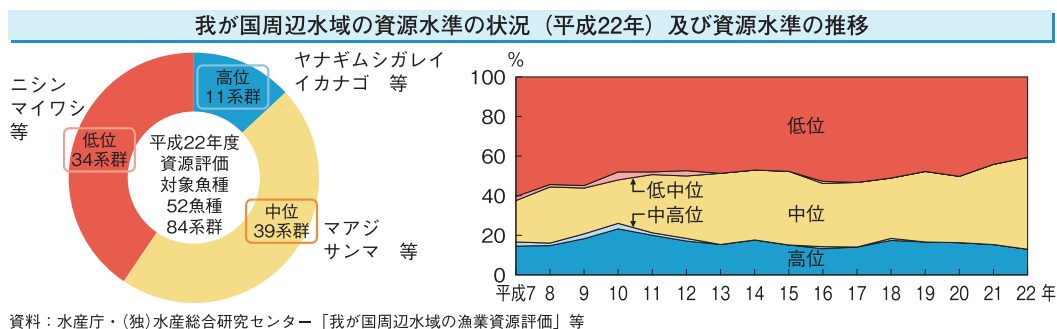


3 我が国周辺の水産資源とその管理の現状

（我が国周辺水域の水産資源の評価）

平成21年の我が国の漁業・養殖業生産量は543万トンで、ピーク時の昭和59年（1,282万トン）の約半分です。生産量の減少は、遠洋漁業からの撤退が進んだこと、マイワシの生産量が大きく減少したことが要因となっており、マイワシを除いた沿岸・沖合漁業の生産量は、ここ数年は横ばい～緩やかな減少となっています。

我が国周辺水域の資源状況をみると、平成22年の評価結果では、資源評価対象（52魚種・84系群）のうち4割の34



資料：水産庁・(独)水産総合研究センター「我が国周辺水域の漁業資源評価」等

系群が低位水準となっていますが、近年の推移をみると、低位の割合がやや減少し、中・高位がやや増加しています。

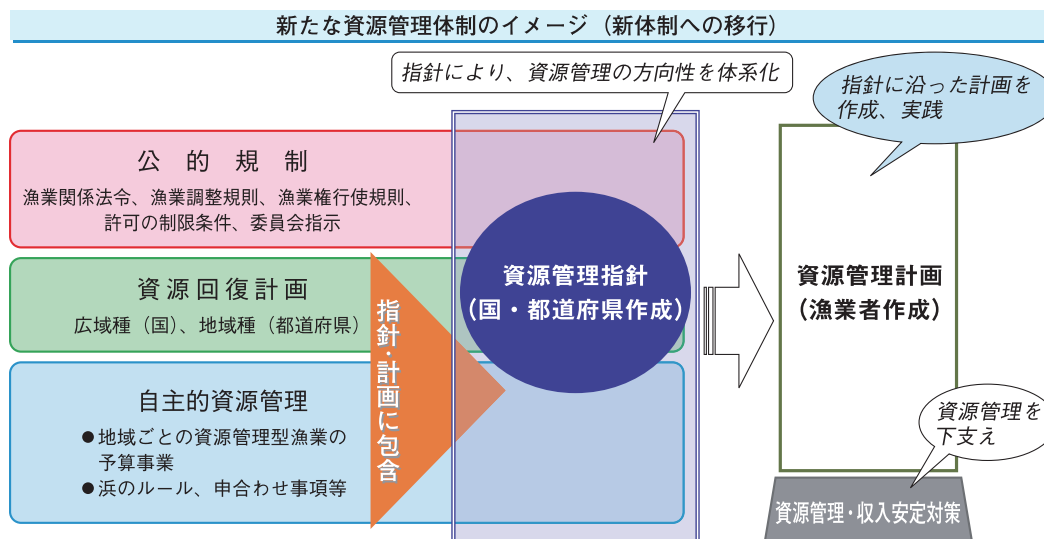
資源評価の対象となっている魚種・系群の状況は、全体としては近年は概ね安定的に推移していると言えますが、個別の魚種・系群についてみると、低位水準にとどまっているものや資源水準が悪化しているものもみられます。我が国周辺水域の水産資源の持続的利用のためには、今後とも各資源の状況や漁業の実態に応じた十分な措置を講じていく必要があります。

(我が国の水産資源管理の枠組み)

我が国では、沿岸域から沖合、遠洋まで、漁獲対象魚種や漁業種類の異なる多種多様な漁業が営まれています。このため、我が国の水産資源管理においては、魚種や漁業種類の特性に応じ、公的規制（①都道府県による漁業権免許制度、②国、都道府県による漁業許可制度、③漁獲可能量（TAC）制度等）と漁業者による自主的資源管理のもとで、前述の3つの資源管理手法を組み合わせた資源管理が実施されています。

(自主的資源管理措置の新たな展開：資源管理計画)

今後、我が国漁業を持続的に発展させ、国民への水産物の安定供給を図っていくためには、我が国周辺水域の資源管理を一層徹底することが求められています。このため、平成23年度からは、公的規制やこれまでの資源回復計画、各地の自主的資源管理を包括する新たな資源管理制度を導入しました。この制度は、国・都道府県が定める資源管理指針に沿って、漁業団体が資源管理計画を策定・実施するものであり、沿岸から沖合、遠洋まで、全国の漁業が対象となっています。



4 水産資源の持続的利用をめぐる課題

(環境や資源の変動への適切な対応)

近年、日本近海において、地球温暖化によると思われる海水温の上昇等が観測されており、このような海水温の上昇が今後とも続いた場合、回遊魚の漁場に変化をもたらす可能性が指摘されています。今後、地球温暖化が漁業に与える影響について動向を注視する必要があります。また、水産動物にとって産卵や稚魚の生育の場となる藻場は、沿岸域の開発等によりこの30年間で4割減少しており、藻場再生に向けた取り組みが重要です。

有用水産資源の種苗を生産、放流し、その育成管理を行うことにより、水産資源を積極的に増大させる「栽培漁業」については、関係都道府県の連携等を推進していくことが重要です。

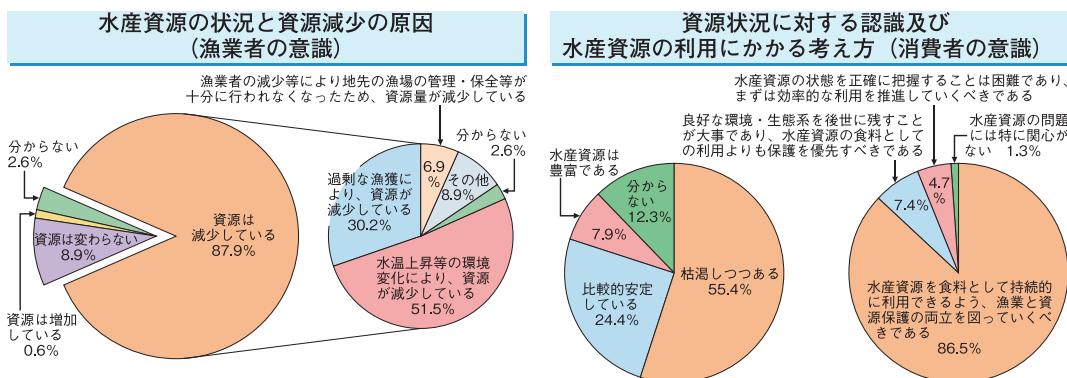
(水産資源の持続的利用を支える漁業生産力)

水産資源は、海の中を泳いでいるだけでは、資源としての価値を持ちません。漁獲され、人に消費されることで初めて資源として利用可能となります。水産資源の持続的利用のためには、水産資源の保全と同時に、水産資源の利用手段である我が国の漁業生産力の確保（漁業就業者の確保、生産体制がぜい弱化した漁船漁業の収益性強化等）も必要です。

5 国民全体で支える水産資源管理

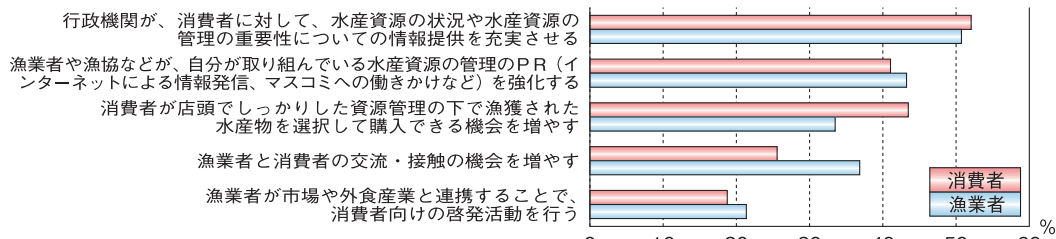
(意識・意向調査から見えるもの)

- ・水産資源の状況について、漁業者の87.9%が「資源は減少している」と回答しています。
- ・消費者の86.5%が「水産資源を食料として持続的に利用できるよう、漁業と資源保護の両立を図っていくべき」と回答しています。
- ・資源管理について消費者の理解を深めるために有効な取組については、漁業者、消費者のいずれも「行政機関による情報提供の充実」、「漁業者による情報発信」と回答した者が多くなっています。
- ・水産エコラベルについては「価格や鮮度が同一であれば選択する」とした者が69.9%、「多少高くても購入する」とした者が16.0%を占め、水産エコラベルの普及は、資源管理に対する消費者の理解促進や有利販売に役立つ可能性があります。一方、水産エコラベルの認知度については「知らない」と回答した者が74.2%となっており、消費者の認知度向上のため、その意義や効果について、加工・流通業者の理解を促進し、販売機会を増やすことが重要です。



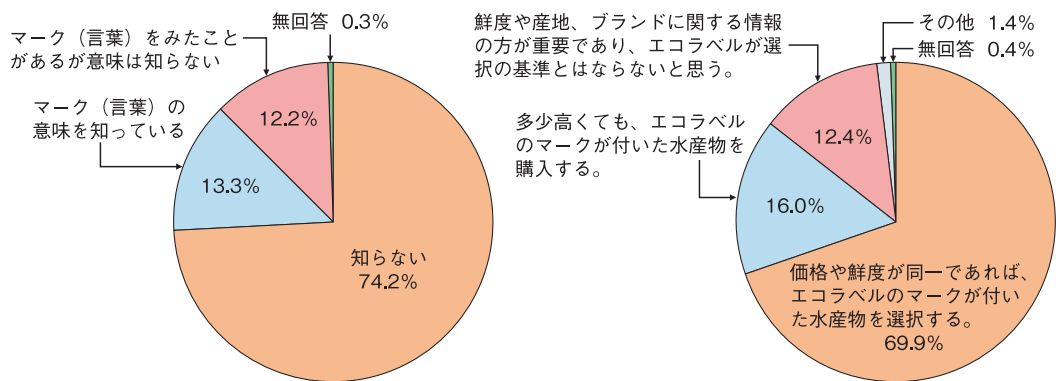
資料：農林水産省「食料・農業・農村及び水産資源の持続的利用に関する意識・意向調査」(平成23年5月公表)
 注：漁業者の意識については、情報交流モニターのうち、漁業者モニター400名を対象。回収率は86.8% (347名)。
 消費者の意識については、情報交流モニターのうち、消費者モニター1,800名を対象。回収率は90.3% (1,626名)。

資源管理について消費者の理解を深める上で有効な取り組み



資料：農林水産省「食料・農業・農村及び水産資源の持続的利用に関する意識・意向調査」(平成23年5月公表)

消費者のエコラベルの認知度と購入にかかる意識

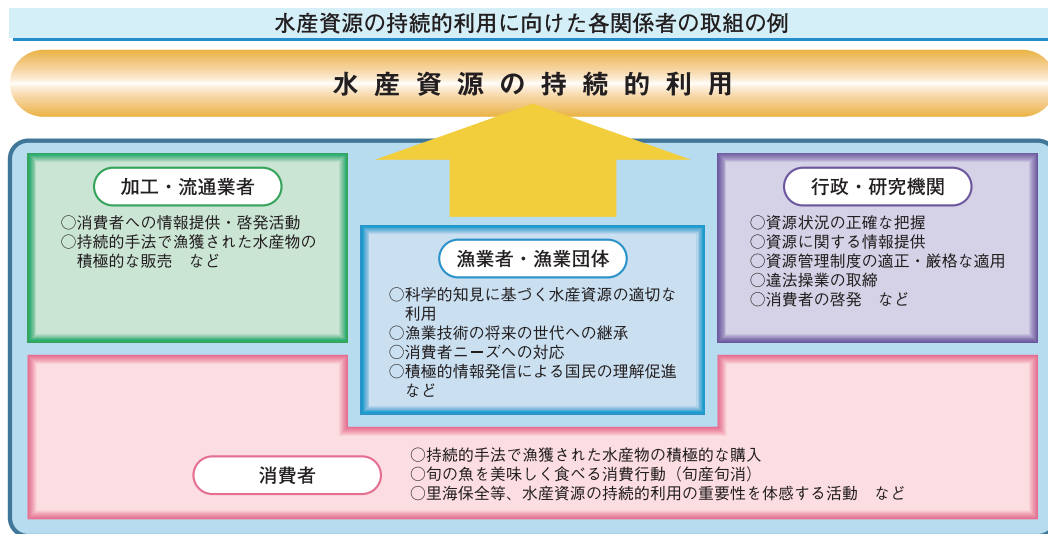


資料：農林水産省「食料・農業・農村及び水産資源の持続的利用に関する意識・意向調査」(平成23年5月公表)
 注：情報交流モニターのうち、消費者モニター1,800名を対象。回収率は90.3% (1,626名)。

(むすび)

我が国周辺水域の水産資源の適切な管理とその持続的利用は、漁業者だけではなく、それを取扱う加工・流通業者や水産物を食する消費者にも関係する問題です。また、食料安全保障の観点からも、国民全体で取り組むべき課題です。水産

資源の持続的利用を支えていくため、下図のように国民全体がそれぞれの立場で実行可能なことに連携しつつ取り組んでいくことが重要です。



平成22年度水産白書では、今回ご紹介した内容以外にも、この1年ほどの大きな話題を取り上げた「トピックス」、平成21年度以降の我が国水産の動向等についても記述しています。

下記水産庁ホームページに全文を掲載しておりますので、是非ご覧下さい。

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/index.html>

お知らせ 「消費者の部屋」 特別展示

「三陸海の幸」を知ろう！

- ・平成23年7月5日（火）～7月8日（金）
- ・10：00～17：00（入場無料）
- （※5日は12時から、8日は13時まで）

場所 農林水産省北別館1階「消費者の部屋」

皆様のご来場をお待ちしています

- ・三陸の水産業の紹介や、三陸の海の幸を使った米パンの試食コーナーもあります！
- ・三陸の復興を応援しましょう。



おさかな大使「さかなクン」のお魚講座も開講します。

7月5日（火）※

（1回目：12:05-12:20 2回目：12:35-12:50）

※おさかな大使「さかなクン」のお魚講座は時間等に変更が生じる場合がございます。予めご了承ください。



プレスリリース 5月分

発表年月日	発表事項名	担当課
H23. 5. 6	鹿野農林水産大臣の国内出張について～現地被害状況の視察～（宮城県）	災害対策チーム
H23. 5. 6	東日本大震災について～「水産物の放射性物質検査に関する基本方針」について～	漁場資源課
H23. 5. 7	東京電力福島第1原子力発電所周辺海域において漁業関係者が就労する場合の放射性防護の観点からの安全性評価について	企画課
H23. 5.12	大型クラゲ分布調査の実施について	漁場資源課
H23. 5.13	鹿野農林水産大臣の国内出張について～現地被害状況の視察～（福島県、宮城県）	災害対策チーム
H23. 5.16	「第2回鯨類捕獲調査に関する検討委員会」の開催について	遠洋課
H23. 5.18	「水産政策審議会 第51回 資源管理分科会」の開催及び一般傍聴について	漁政課
H23. 5.19	「水産政策審議会 第27回 漁港漁場整備分科会」の開催及び傍聴について	計画課
H23. 5.25	「第3回漁港漁場の品質・衛生管理対策技術検討会」の開催及び一般傍聴について	計画課
H23. 5.25	平成23年度 日本海マアジ長期漁況予報	漁場資源課
H23. 5.27	「平成22年度 水産白書」の公表について	企画課
H23. 5.31	「第3回鯨類捕獲調査に関する検討委員会」の開催について	遠洋課

編集後記 “窓辺のカーテン”

今年の水産白書は、ちょっと違うとお感じになられた方も多いと思います。水産白書ができあがる直前の3月11日に東日本大震災が発生しました。これを受け、白書の冒頭に、この漁業や漁村を一変させるような大災害についてできるだけ正確にとりまとめて、盛り込みました。まだまだ刻々と被害状況が変化する毎日ですが、将来もこの出来事が風化されないよう、みなさまと情報を共有するひとつの手段となりましたら幸いです。

特集は「私たちの水産資源」です。こちらも安全と同じように、基本的ですがもっとも大切なテーマですね。

漁政の窓では皆様に水産施策についてわかりやすくお伝えできるように努めていきますので、今後ともよろしくお願いたします。ご意見やご質問がありましたら下記にお寄せ下さい。



水産庁施策情報誌 漁政の窓

編集・発行 水産庁漁政部漁政課広報班

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 合同庁舎1号館8階

代表 03-3502-8111 (内線6505)

URL <http://www.jfa.maff.go.jp/>

ご意見 ご質問はこちらへ → URL <http://www.maff.go.jp/j/apply/recp/index.html>